



# 山形県公報

平成15年5月20日(火)  
第1441号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

|                             |                         |
|-----------------------------|-------------------------|
| 定数漁業に係る許可及び認可の申請期間.....     | (庄内総合支庁水産課) ...697      |
| 土地改良区の定款変更の認可.....          | (村山総合支庁農村計画課) ...698    |
| 同.....                      | (同) ...同                |
| 土地改良区の役員の退任の届出.....         | (置賜総合支庁農村計画課) ...同      |
| 土地改良区の役員の就任の届出.....         | (同) ...699              |
| 農林水産大臣の指定に係る解除予定保安林の通知..... | (森 林 課) ...同            |
| 同.....                      | (同) ...700              |
| 同.....                      | (同) ...同                |
| 道路の区域の変更.....               | (置賜総合支庁建設総務課) ...同      |
| 県道の供用の開始.....               | (同) ...同                |
| 道路の区域の変更.....               | (置賜総合支庁西置賜総務建築課) ...701 |
| 同.....                      | (庄内総合支庁建設総務課) ...同      |
| 県道の供用の開始.....               | (同) ...同                |
| 一般国道の供用の開始.....             | (同) ...702              |

### 教育委員会関係

### 告 示

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 山形県教育委員会5月定例会の招集..... | 同 |
|-----------------------|---|

### 公 告

|                           |                |
|---------------------------|----------------|
| 大規模小売店舗の変更の届出.....        | (商業振興課) ...同   |
| 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告..... | (管 理 課) ...703 |

## 告 示

### 山形県告示第547号

山形県海面漁業調整規則(昭和39年7月県規則第58号)第8条第2項(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、同規則第25条の規定により定数が定められた漁業に係る漁業の許可及び起業の認可の申請期間を次のとおり定めた。

平成15年5月20日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 漁業の種類  
    小型機船底びき網漁業
- 2 申請期間  
    平成15年5月26日から同年6月20日まで

山形県告示第548号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成15年5月20日

山形県知事 高橋和雄

- 1 土地改良区の名称  
天童土地改良区
- 2 事務所の所在地  
天童市大字矢野目2100番地
- 3 認可年月日  
平成15年5月13日

山形県告示第549号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成15年5月20日

山形県知事 高橋和雄

- 1 土地改良区の名称  
上山市土地改良区
- 2 事務所の所在地  
上山市金生字南区386 - 7
- 3 認可年月日  
平成15年5月9日

山形県告示第550号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、諏訪堰土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成15年5月20日

山形県知事 高橋和雄

| 理事及び監事の別 | 氏名    | 住所                |
|----------|-------|-------------------|
| 理事       | 高橋 恭平 | 西置賜郡白鷹町大字浅立3830番地 |
| 同        | 橋本 一男 | 同 大字畔藤2568番地      |
| 同        | 古口 市  | 長井市森793番地         |
| 同        | 小関 勝男 | 同 五十川3955番地       |
| 同        | 遠藤 治義 | 西置賜郡白鷹町大字浅立2224番地 |
| 同        | 遠藤 幸一 | 同 大字広野1221番地      |
| 同        | 大木 道雄 | 同 大字畔藤5563番地の2    |
| 同        | 菅原 有一 | 同 2583番地          |
| 監事       | 小形 強一 | 同 2565番地          |

|   |      |   |            |
|---|------|---|------------|
| 同 | 沼澤恒雄 | 同 | 大字浅立186番地  |
| 同 | 鈴木茂  | 同 | 大字広野1593番地 |

## 山形県告示第551号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、諏訪堰土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成15年5月20日

山形県知事 高橋和雄

| 理事及び監事の別 | 氏名    | 住所                |
|----------|-------|-------------------|
| 理事       | 高橋恭平  | 西置賜郡白鷹町大字浅立3830番地 |
| 同        | 菅原有一  | 同 大字畔藤2583番地      |
| 同        | 伊藤啓   | 長井市森670番地の3       |
| 同        | 小関勝男  | 同 五十川3955番地       |
| 同        | 遠藤治義  | 西置賜郡白鷹町大字浅立2224番地 |
| 同        | 遠藤幸一  | 同 大字広野1221番地      |
| 同        | 佐藤隆   | 同 大字畔藤5510番地      |
| 同        | 小形強一  | 同 2565番地          |
| 監事       | 鈴木茂   | 同 大字広野1593番地      |
| 同        | 高橋榮次郎 | 同 大字浅立2620番地      |
| 同        | 川井敬一  | 同 大字畔藤1969番地2     |

## 山形県告示第552号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成15年5月20日

山形県知事 高橋和雄

- 1 解除予定保安林の所在場所  
最上郡大蔵村大字南山（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 保安林解除の理由  
農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林課及び大蔵村役場に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第553号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成15年5月20日

山形県知事 高橋和雄

- 1 解除予定保安林の所在場所  
最上郡鮭川村大字曲川字関所3839 - 8
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 保安林解除の理由  
指定理由の消滅

山形県告示第554号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成15年5月20日

山形県知事 高橋和雄

- 1 解除予定保安林の所在場所  
最上郡鮭川村大字曲川字関所3839 - 6、3839 - 7
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 保安林解除の理由  
道路用地とするため

山形県告示第555号

道路法（昭和27年法律第180号）第180条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成15年5月20日から同年6月2日まで縦覧に供する。

平成15年5月20日

山形県知事 高橋和雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 米沢南陽白鷹線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                 | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延 長        |
|-------------------------------------|------|----------------------|------------|
| 米沢市大字塩井町塩野字下坊上2054番5から<br>同 2045番まで | 旧    | 12.6メートル<br>ゝ<br>8.2 | メートル<br>40 |
| 同 上                                 | 新    | 12.6メートル<br>ゝ<br>8.7 | 同 上        |

山形県告示第556号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成15年5月20日から同年6月2日まで縦覧に供する。

平成15年5月20日

山形県知事 高橋和雄

- 1 路線名 米沢南陽白鷹線
- 2 供用開始の区間 米沢市大字塩井町塩野字下坊上2054番5から  
同 2045番まで

## 3 供用開始の期日 平成15年5月20日

## 山形県告示第557号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成15年5月20日から同年6月2日まで縦覧に供する。

平成15年5月20日

山形県知事 高橋和雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 川西小国線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                     | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延長            |
|---------------------------------------|---|------|-----------------------|---------------|
| 西置賜郡小国町大字大石沢字宮脇389番1から<br>同 字畑944番9まで |   | 旧    | 20.7メートル<br>と<br>6.0  | メートル<br>1,019 |
| 同                                     | 上 | 新    | 20.7メートル<br>と<br>6.0  | 同上            |
| 同                                     | 上 |      | 64.0メートル<br>と<br>11.8 | メートル<br>943   |

## 山形県告示第558号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成15年5月20日から同年6月2日まで縦覧に供する。

平成15年5月20日

山形県知事 高橋和雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 庄内空港立川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                   | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延長         |
|-------------------------------------|---|------|-----------------------|------------|
| 東田川郡藤島町大字長沼字十文字758番から<br>同 字川内22番まで |   | 旧    | 31.2メートル<br>と<br>14.0 | メートル<br>52 |
| 同                                   | 上 | 新    | 30.6メートル<br>と<br>14.0 | 同上         |

## 山形県告示第559号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成15年5月20日から同年6月2日まで縦覧に供する。

平成15年5月20日

山形県知事 高橋和雄

- 1 路線名 庄内空港立川線
- 2 供用開始の区間 東田川郡藤島町大字長沼字十文字758番から  
同 字川内22番まで
- 3 供用開始の期日 平成15年5月20日

## 山形県告示第560号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成15年5月20日から同年6月2日まで縦覧に供する。

平成15年5月20日

山形県知事 高橋和雄

- 1 路線名 112号
- 2 供用開始の区間 鶴岡市大字菱津字坂下163番から  
同 大字加茂字坂ノ下173番2まで
- 3 供用開始の期日 平成15年7月5日

### 教育委員会関係

#### 告 示

## 山形県教育委員会告示第8号

山形県教育委員会5月定例会を次のとおり招集した。

平成15年5月20日

山形県教育委員会  
委員長 安孫子 博

- 1 招集の日時 平成15年5月22日（木）午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題
  - (1) 平成16年度山形県立高等学校の入学者募集について
  - (2) 山形県立図書館協議会委員の委嘱（任命）について

### 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに山形市役所において平成15年9月20日まで縦覧に供する。

平成15年5月20日

山形県知事 高橋和雄

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパースポーツゼビオ山形吉原店  
山形市吉原土地区画整理事業地内59街区3外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
ゼビオ株式会社 福島県郡山市朝日三丁目7番35号  
代表取締役 諸橋 友良
- 3 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前) ゼビオ株式会社 福島県郡山市朝日三丁目7番35号  
代表取締役 諸橋 廷蔵  
(変更後) ゼビオ株式会社 福島県郡山市朝日三丁目7番35号  
代表取締役 諸橋 友良
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者  
(変更前) ゼビオ株式会社 福島県郡山市朝日三丁目7番35号

代表取締役 諸橋 廷蔵  
（変更後） ゼビオ株式会社 福島県郡山市朝日三丁目7番35号  
代表取締役 諸橋 友良

## 4 変更年月日

平成15年2月27日

## 5 届出年月日

平成15年5月7日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成15年9月20日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、これらの随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年5月20日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 (1) 随意契約に係る物品等及び特定役務の名称及び数量  
山形県建設事業情報総合管理システムで使用する装置等の賃貸借及び保守 一式
- (2) 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県土木部管理課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2673
- (3) 随意契約の相手方を決定した日 平成15年4月1日
- (4) 随意契約の相手方の名称及び所在地  
テクノ・マインド株式会社山形支社 山形市東山形一丁目6番26号
- (5) 随意契約に係る契約金額 205,590,000円
- (6) 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- (7) 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第10条第1項第2号該当
- 2 (1) 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
山形県建設事業情報総合管理システムの運用管理支援業務 一式
- (2) 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県土木部管理課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2673
- (3) 随意契約の相手方を決定した日 平成15年4月1日
- (4) 随意契約の相手方の名称及び所在地  
テクノ・マインド株式会社山形支社 山形市東山形一丁目6番26号
- (5) 随意契約に係る契約金額 32,550,000円
- (6) 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- (7) 随意契約による理由 特例政令第10条第1項第2号該当

平成15年5月20日印刷  
平成15年5月20日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056